

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日は、  
その翌日)

## 目次

- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
- 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則  
管理職手当に関する規則の一部を改正する規則  
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「校長」の下に「、教頭」を加え、同条第二項第一号中「園長」の下に「、教頭」を加える。

### 附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十六号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

### 規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。  
別表第三の四の表の二等級の項を次のように改める。

|    |    |
|----|----|
| 一九 | 一六 |
| 一九 | 一六 |

を

| 教 頭 |     | 校 長 |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 短大卒 | 大学卒 | 短大卒 | 大学卒 |
|     |     |     |     |
| ○   |     |     |     |
| 二   |     |     |     |
| 二   | ○   |     |     |

別表第三の十二の表中

| 校 長 |     |
|-----|-----|
| 短大卒 | 大学卒 |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

|     |   |
|-----|---|
| 二等級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 中学校、小学校又は幼稚園の教頭の職務</li> <li>二 中学校、小学校又は幼稚園の教諭又は養護教諭の職務</li> <li>三 教育委員会事務局の係長、指導主事又は社会教育主事の職務</li> </ul> |
|-----|---|

別表第三の五の表の二等級の項を次のように改める。

|     |  |
|-----|--|
| 二等級 | <ul style="list-style-type: none"> <li>一 高等学校又は特殊学校の教頭の職務</li> <li>二 高等学校又は特殊学校の教諭又は養護教諭の職務</li> <li>三 教育委員会事務局の係長又は指導主事の職務</li> <li>四 喜多原学園の部長、主任又は教護の職務</li> <li>五 保育専門学院の部長又は講師の職務</li> </ul> |
|-----|--|

|  |  |    |    |
|--|--|----|----|
|  |  | 一四 | 一一 |
|  |  | 一四 | 一一 |

に改める。

|    |    |
|----|----|
|    | 一一 |
| 一四 | 一一 |
|    | 一一 |
| 一四 | 一一 |

を

| 教 頭 |     | 校 長 |     |
|-----|-----|-----|-----|
| 短大卒 | 大学卒 | 短大卒 | 大学卒 |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
|     |     |     |     |
| ○   |     |     |     |
| ○   |     |     |     |

別表第三の十三の表中

|  |  |    |    |
|--|--|----|----|
|  |  | 一九 | 一六 |
|  |  | 一九 | 一六 |

に改める。

| 校 長 |     |
|-----|-----|
| 短大卒 | 大学卒 |
|     |     |
|     |     |
|     |     |
|     |     |

別表第六及び別表第七の表中

|         |         |
|---------|---------|
| 職 種     | 職 種     |
| 学 歴 免 許 | 学 歴 免 許 |
| 初 任 給   | 初 任     |

|        |         |         |           |           |
|--------|---------|---------|-----------|-----------|
| 給<br>を | 教 頭     |         |           |           |
|        | 短 大 卒   | 大 学 卒   | 大学院修士課程修了 | 大学院博士課程修了 |
|        | 五二、二〇〇円 | 六一、六〇〇円 | 七〇、九〇〇円   | 八三、三〇〇円   |

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十七号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和三十一年十一月鳥取県人事委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行なう」を「行う」に改め、同条の表中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十八号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表の教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の高等学校の項中

教頭である教諭  
 定時制主事である教諭  
 通信制主事である教諭  
 分校主任である教諭  
 舎監長である教諭

を

教 頭  
 舎監長である教諭

に改め、同表の

教育委員会の事務部局等の教育機関の学校の盲学校ろう学校養護学校の項

及び幼稚園の項中

教頭である教諭

を

教 頭

に改め、

同表の市町村立学校の中学校小学校の項中

校舎主任である教諭  
(人事委員会で定め  
るものに限る。)

を

教頭である教諭

校舎主任である教頭  
(人事委員会で定め  
るものに限る。)

に改め、同表の市町村立学校の養護学校の項中

教 頭

教頭である教諭  
分校主任である教諭

を

教 頭  
分校主任である教諭

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに  
公布する。

昭和四十九年九月十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十九号

職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特種勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事  
委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第九条の二十六第一項中「教諭」を「教頭、教諭」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十九年九月一日から適用する。

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】